

令和 8 年 7 月 1 2 日 執 行

白馬村議会議員再選挙

# 公費負担(選挙公営)の手引

白馬村選挙管理委員会

この手引は、選挙運動の費用の一部を「白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」及び「白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する規程」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明し、あわせて届出に必要な用紙の様式を示したものです。

候補者及びこの候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引の説明要領により、間違いのないよう手続きをしてください。

# 目次

I	公費負担の対象とその限度額	1
II	公営費負担の手続き（契約から請求まで）	2
II - I	公営費負担の手続き（詳細）	4
<b>【記入見本】</b>		
	契約届出書	10
	確認申請書	16
	確認書	20
	証明書	24
	請求書	32
<b>【参考】</b>		
	選挙公営費 Q & A	46
	チェックシート1（立候補届出時）	49
	チェックシート2（選挙執行後：契約業者へ）	51
	チェックシート3 （選挙執行後：契約業者から選挙管理委員会へ）	52
	公費負担請求に必要な給油伝票の例	55

# I 公費負担の対象とその限度額

## 1 選挙用自動車に関する契約

(1) 一般運送契約の場合（ハイヤー契約）

$$\begin{array}{rcl} & \text{1日の上限} & \text{限度額} \\ \mathbf{64,500\text{円/日}} \times \mathbf{5\text{日}} & = & \mathbf{322,500\text{円}} \end{array}$$

(2) 一般運送契約以外の場合（(1)の契約以外（レンタル契約）の場合）

$$\begin{array}{rcl} & \text{1日の上限} & \text{限度額} \\ \text{ア 自動車借入れ} & \mathbf{16,100\text{円/日}} \times \mathbf{5\text{日}} & = \mathbf{80,500\text{円}} \\ \text{イ 燃料代} & (\mathbf{7,700\text{円/日}} \times \mathbf{5\text{日}}) & = \mathbf{38,500\text{円}} \\ \text{ウ 運転手} & \mathbf{12,500\text{円/日}} \times \mathbf{5\text{日}} & = \mathbf{62,500\text{円}} \end{array}$$

※燃料代は1日の上限がありません。

## 2 選挙運動用ビラ作成契約

$$\begin{array}{rcl} \text{ア 単価限度額} & \mathbf{1\text{枚あたり}8\text{円}38\text{銭}} & \\ \text{イ 限度枚数} & \mathbf{1,600\text{枚}} & (\text{頒布できる限度枚数}) \\ \text{ウ 限度額} & \mathbf{13,408\text{円}} & \end{array}$$

## 3 選挙運動用ポスター作成契約

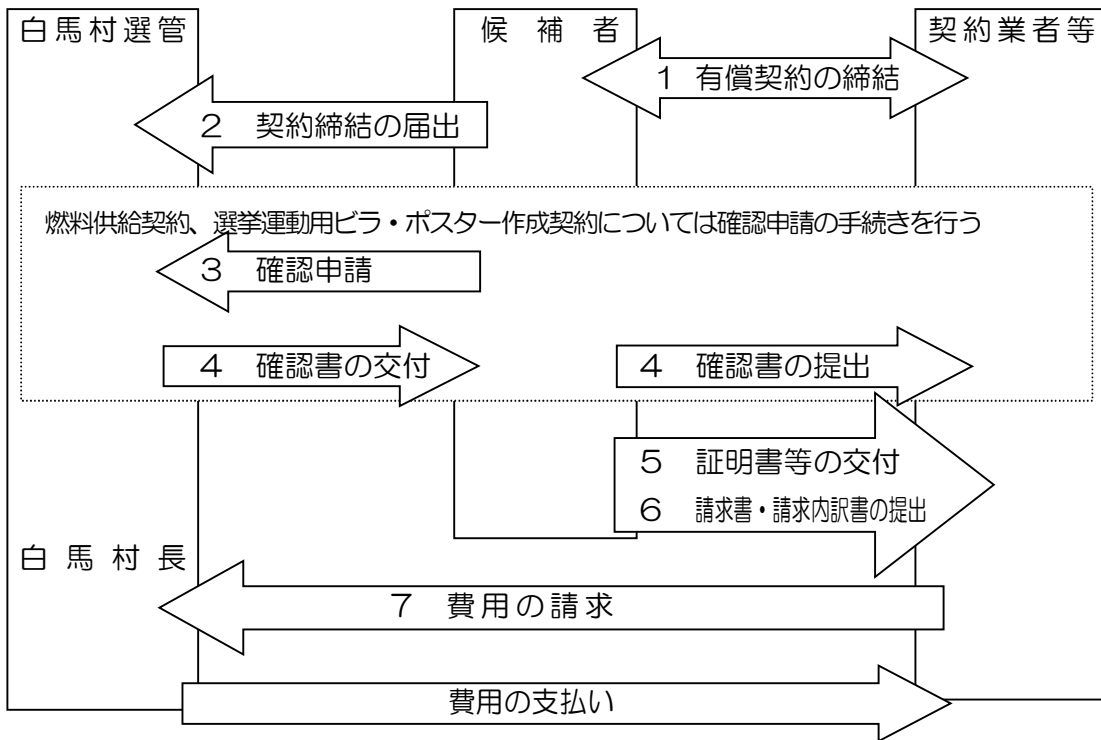
$$\begin{array}{rcl} \text{作成単価} & \text{ポスター掲示場数} & \text{限度額} \\ \mathbf{1,781\text{円}} & \times \mathbf{67\text{箇所}} & = \mathbf{119,327\text{円}} \end{array}$$

### 注意事項

- 1 公営費負担の対象となるのは、有償契約を締結している場合に限られます。
- 2 一般運送契約ができるのは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者です。
- 3 契約相手を、生計を一にする親族とする場合については、その親族が業として行っている場合に限られます。
- 4 燃料代については購入量ですが、あくまで業者において給油した金額となります。従ってドラム缶等による一括購入は、原則として負担対象外とします。（給油量が明確でなく、業者からの請求書が正確性を欠くため。）  
1日に2人以上の運転手を雇ったり、2ヶ所以上で給油した場合は、候補者が指定した1人、1業者に限り公営費負担します。

**公営費負担の限度額を超えた金額については候補者負担となります。**

## II 公営費負担の手続き（契約から請求まで）



### 1 有償契約の締結（候補者⇔業者等）

候補者と業者の間で有償契約を結びます。契約書は別紙の契約書見本を参考にしてください。（任意様式でも結構です。）

### 2 契約締結の届出（候補者→選挙管理委員会）

①～④の契約届出書（①、②といった数字は記入見本様式の右肩の数字です。）に契約内容を記入し、それぞれの契約書のコピーを添付して、立候補届出時に選管に提出してください。

### 3 確認申請（候補者→選挙管理委員会）

燃料代、選挙運動用ビラ作成及びポスター作成については、⑤～⑦の確認申請書も立候補届出時に併せて提出してください。

### 4 確認書の交付、確認書の提出（選挙管理委員会→候補者、候補者→業者）

立候補届が受理されますと、選管から⑧～⑩の確認書を交付しますので、燃料、選挙運動用ビラ作成契約業者及びポスター作成契約業者に提出してください。

### 5 証明書の交付（候補者→業者等）

契約が履行（選挙運動が終了）されましたら、その旨の証明書⑪～⑬を作成し、該当する契約業者に交付してください。（自動車燃料契約は給油伝票の写しを添える。）

### 6 請求書・請求内訳書の提出（候補者→業者等）

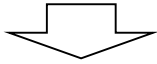
証明書とともに、⑮～⑳の請求書・請求内訳書を業者等に渡してください。

### 7 費用の請求（業者等→白馬村）

契約業者は請求書及び請求内訳書に必要事項を記入し、候補者の証明書を添えて（選挙運動用ビラ及びポスターは確認書、燃料は確認書のほか給油伝票の写しも併せて）選挙管理委員会に請求してください。

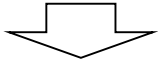
## 候補者

- 1 有償契約締結



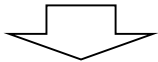
### 【立候補届出時】

- 2 契約届出書の提出（契約書添付） → 選挙管理委員会へ提出
- 3 確認申請書の提出（燃料・ビラ作成・ポスター作成のみ） → 選挙管理委員会へ提出
- 4 確認書の交付 選挙管理委員会より交付



### 【立候補届出後直ちに】

- 5 確認書の提出 → 燃料・ビラ作成・ポスター業者へ



### 【選挙執行後】

- 6 証明書の交付 → 各業者等へ
- 7 請求書・請求内訳書提出 → 各業者等へ

## 契約業者等

- 1 有償契約締結
- 2 契約の履行（ビラ作成・ポスター作成）

### 【立候補届出後】

- 3 確認書の受理（燃料・ポスター作成・ビラ作成業者） ← 候補者
- 4 契約の履行（自動車関係）

### 【選挙執行後】

- 5 証明書等の受理 ← 候補者
- 6 請求書・請求内訳書の提出 → 白馬村（選挙管理委員会）

## II-I 公営費負担の手続き（詳細）

### 1 有償契約の締結（選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ・ポスター作成の契約）

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約でなければならず、ハイヤー等の契約をいいます。

次の「その他の契約」とは（イ）自動車の借入れ（レンタル）、（ロ）燃料の供給、（ハ）運転手の雇用のそれぞれ個別の契約をいいます。

選挙運動用ビラ作成契約については、作成枚数は何枚でも構いませんが、ビラを頒布できるのは1,600枚までです。また、公営費負担の請求ができるのは1枚8円38銭に1,600枚を乗じて得た金額までです。

選挙運動用ポスター作成契約については、作成枚数は何枚でも構いませんが、公営の対象となるのはポスター掲示場の設置箇所数である**67枚**です。（貼り替えは自由であるから、作成総枚数は掲示場の設置数より多くなることもある。）公営費負担の請求ができるのは作成単価にポスター掲示場数を乗じて得た金額までです。

#### (1) 契約書記載上の注意

ア 契約金額はあくまで当事者間で決定してください。公営費負担の限度額以上でも構いませんが、公営であるということを念頭に置き社会通念上妥当な金額設定をしてください。

イ 燃料の契約にあつては、単価契約で結構です。

複数の業者と契約する場合は選挙管理委員会にご相談ください。

ウ **契約はできるだけ告示日以前に済ませてください。**

エ 契約書は当事者間でトラブルとならないように、金額・日付等の記載事項の変更には十分注意してください。

オ 無投票になった場合、選挙運動用ビラ及びポスターの作成費は全額公営負担されますが、選挙運動用自動車告示日1日分の使用に係る金額が公費負担の対象となります。

### 2 契約締結の届出

公営費負担の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。届出書の記入にあたっては、記入例を参考に契約書の内容を転記してください。

**（できるだけ6月30日の事前審査の際に審査を受けてください。）**

契約届出書には契約書の写し（コピー）を必ず添付してください。

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

#### (1) 選挙用自動車に関する契約

ア 一般運送契約の場合（ハイヤー契約の場合）

- |                          |                        |        |
|--------------------------|------------------------|--------|
| ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書       | … <u>様式第1号（第2条関係）①</u> | } 同一様式 |
| イ 一般運送契約以外の場合（レンタル契約の場合） |                        |        |
| ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書       | … <u>様式第1号（第2条関係）②</u> |        |

#### (2) 選挙運動用ビラの作成

- ・選挙運動用ビラ作成契約届出書 … 様式第2号（第2条関係）③

#### (3) 選挙運動用ポスターの作成

- ・選挙運動用ポスター作成契約届出書 … 様式第3号（第2条関係）④

#### (4) 契約届出書記載上の注意

ア 日付は立候補届出日を記入してください。立候補届出後に契約をした場合は、届け出る日を記入してください。

複数人と契約する場合は、契約届出書も複数必要となります。

イ 選挙運動用自動車は候補者一人あたり一台が原則ですが、複数の業者等との契約は可能です。(例えば2日間ハイヤー契約をし、3日間自動車の借入れ契約他をする。)

ウ 燃料代の場合、「契約金額」欄には、単価契約のみで供給量を定めない契約にあっては記載不要です。この場合契約金額は「備考」欄に□□□円/Lのように記載してください。

エ 契約書の記載事項と相違なく記入してください。

### 3 確認申請

自動車燃料代金、選挙運動用ビラ作成枚数及びポスター作成枚数については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

#### (1) 選挙用自動車に関する契約

・ **自動車燃料代確認申請書** …… 様式第4号(第3条関係)⑤

#### (2) 選挙運動用ビラの作成

・ **選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書** …… 様式第5号(第3条関係)⑥

#### (3) 選挙運動用ポスターの作成

・ **選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書** …… 様式第6号(第3条関係)⑦

この申請は契約締結の届出をしたものに限られます。また、契約の相手(契約業者等)ごとに申請書を作成し、それぞれの申請書にはすでに確認を受けた(又は確認申請中のもの)金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

燃料、選挙運動用ビラ及びポスター作成の契約を複数の業者と締結する場合は、選挙管理委員会にご相談ください。

### 4 確認書の交付

立候補届の受理後、表示物、諸証明書とともに確認書を交付しますが、この確認書は直ちに契約の相手方に渡してください。

#### (1) 選挙用自動車に関する契約

・ **自動車燃料代確認書** …… 様式第7号(第3条関係)⑧

#### (2) 選挙運動用ビラの作成

・ **選挙運動用ビラ作成枚数確認書** …… 様式第8号(第3条関係)⑨

#### (3) 選挙運動用ポスターの作成

・ **選挙運動用ポスター作成枚数確認書** …… 様式第9号(第3条関係)⑩

### 5 証明書の交付

候補者が、自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成を公費負担により行うときは次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を交付しなければなりません。

#### (1) 選挙運動用自動車の使用

ア 一般運送契約の場合（ハイヤー契約）

・選挙運動用自動車車両使用証明書 …… 様式第10号（第5条関係） ⑪

イ 一般運送契約以外の場合（レンタル契約の場合）

・選挙運動用自動車車両使用証明書 …… 様式第10号（第5条関係） ⑫

・選挙運動用自動車燃料使用証明書 …… 様式第11号（第5条関係） ⑬

・選挙運動用自動車運転手使用証明書 …… 様式第12号（第5条関係） ⑭

} 同一様式

(2) 選挙運動用ビラの作成

・選挙運動用ビラ作成証明書 …… 様式第13号（第5条関係） ⑮

(3) 選挙運動用ポスターの作成

・選挙運動用ポスター作成証明書 …… 様式第14号（第5条関係） ⑯

(4) 証明書記載上の注意

ア 契約履行後の日付を記入してください。

イ 請求書等との整合を図ってください。

ウ 燃料の場合は、証明書のほかに給油伝票（燃料供給の日付、ナンバープレートの番号〔4桁以下の自動車登録番号又は車両番号〕、燃料供給量、燃料供給金額が記載された書面）の写しが必要となります。燃料を入れるときには給油伝票を必ず受領し、保管しておいてください。

## 6 費用の請求

契約業者等は、当該候補者が、供託物を没収されないこと（開票日の選挙会で決定されます）を確認のうえ、下記により請求書を作成し、選挙管理委員会へ持参願います。

(1) 選挙運動用自動車の使用

ア 一般運送契約の場合（ハイヤー契約）

・選挙運動用自動車使用料請求書 …… 様式第15号（第6条関係） ⑰

・請求内訳書 …… 様式第15号（第6条関係）（別紙1） ⑱

イ 一般運送契約以外の場合（レンタル契約の場合）

a 自動車の借入れ

・選挙運動用自動車使用料請求書 …… 様式第15号（第6条関係） ⑲

・請求内訳書 …… 様式第15号（第6条関係）（別紙2） ⑳

b 燃料代

・選挙運動用自動車使用料請求書 …… 様式第15号（第6条関係） ㉑

・請求内訳書 …… 様式第15号（第6条関係）（別紙2） ㉒

c 運転手

・選挙運動用自動車使用料請求書 …… 様式第15号（第6条関係） ㉓

・請求内訳書 …… 様式第15号（第6条関係）（別紙2） ㉔

※⑰、⑲、㉑、㉓は同一様式、⑳、㉒、㉔は同一様式

(2) 選挙運動用ビラの作成

・選挙運動用ビラ作成費請求書 …… 様式第16号（第6条関係） ㉕

・請求内訳書 …… 様式第16号（第6条関係）（別紙） ㉖

(3) 選挙運動用ポスターの作成

・選挙運動用ポスター作成費請求書 …… 様式第17号（第6条関係） ㉗

・請求内訳書

… 様式第17号（第6条関係）（別紙）⑳

○添付書類

請求書を提出するときは、候補者から交付される確認書（燃料代、ビラ作成、ポスター作成）、給油伝票の写し（燃料代のみ）、証明書を添付してください。

○請求書・請求内訳書記載上の注意

1 請求書

◎請求金額は候補者が交付する証明書と整合を図ってください。

◎支払いは口座振込にしてください。

◎振込先欄には漏れなく正確に記載してください。特に口座名義人のフリガナ（カナ名義人）は通帳等をご確認いただき確実に記載してください。

◎自動車関係で公営費負担の対象となるのは選挙運動用自動車のみですので（候補者1人に1台）、単なる移動用に用いた車等の燃料の請求はできません。

◎請求者の押印をしてください。

2 請求内訳書

選挙運動用自動車関係

◎使用年月日（販売・雇用）欄は何月何日～何月何日と記入ください。

**費用の請求は、選挙執行後から7月28日（火）までにお願いします。**

## 公費負担の対象と限度額等

公費負担の種類		公費負担の対象	公費負担の限度額		
選挙運動用自動車（1の契約と2の契約はいずれか一つを選択）	1 一般運送契約 （ハイヤー）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	各日について64,500円 （合計上限額:322,500円）		
	2 その他の契約	自動車借入れ契約 （レンタル）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	各日について16,100円 （合計上限額:80,500円）	候補者と生計を一にする親族と契約する場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者（レンタカー、ガソリンスタンド、自動車運転手を職業として行う者）に限る。
		燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（ <b>燃料供給契約を締結した選挙運動用自動車に供給したものに限る</b> ）	7,700円×選挙運動日数 （5日間） （合計上限額:38,500円） ※各日における限度額はありませぬ	
		運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る）	各日について12,500円 （合計上限額:62,500円）	
選挙運動用 ビラの作成	当該候補者が届出をした2種類以内の選挙運動用ビラの作成費	単価8円38銭×作成枚数 （1,600枚以内） （合計上限額：13,408円）			
選挙運動用 ポスターの作成	当該候補者を通じ、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（ポスター掲示場の数以内）を乗じた金額	$\frac{80,000 \text{円} + 586 \text{円} 88 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数 (67)}}{\text{ポスター掲示場数 (67)}}$ $\approx 1,719.0898 \dots = 1,781 \text{円}$ （1円未満の端数は切上げ）  （合計上限額：119,327円）			

## 公費負担手続書類一覧表

手続 書類		候補者が作成して 選挙管理委員会に 提出する書類			事業者等から請求時に 選挙管理委員会に提出する書類			
		契約 届出書	契約書 の写し	確認 申請書	確 認 書	証 明 書	請 求 書	請 求 内 訳 書
公費負担の種類								
選挙 運動 用 自動 車	一般運送契約 (ハイヤー)	◎ 様式第1号 ①	◎	—	—	○ 様式第10号 ⑪	□ 様式第15号 ⑰	□ 様式(別紙1) ⑱
	その 他 の 契 約	◎ 様式第1号 ②	◎	—	—	○ 様式第10号 ⑫	□ 様式第15号 ⑲	□ 様式(別紙2) ⑳
	燃料供給の 契約	◎ 様式第1号 ②	◎	◎ 様式第4号 ⑤	■	○ 様式第11号 ⑬※	□ 様式第15号 ㉑	□ 様式(別紙2) ㉒
	運転手雇用の 契約	◎ 様式第1号 ②	◎	—	—	○ 様式第12号 ⑭	□ 様式第15号 ㉓	□ 様式(別紙2) ㉔
選挙運動用 ビラの作成		◎ 様式第2号 ③	◎	◎ 様式第5号 ⑥	■	○ 様式第13号 ⑮	□ 様式第16号 ㉕	□ 様式(別紙) ㉖
選挙運動用 ポスターの作成		◎ 様式第3号 ④	◎	◎ 様式第6号 ⑦	■	○ 様式第14号 ⑯	□ 様式第17号 ㉗	□ 様式(別紙) ㉘

### 【凡 例】

◎印…候補者が作成して、選挙管理委員会へ提出する書類

■印…選挙管理委員会が候補者へ交付したものを、候補者が事業者等へ提出し、事業者等が請求時に選挙管理委員会へ提出する書類

○印…候補者が作成して、事業者等へ交付し、事業者等が請求時に選挙管理委員会へ提出する書類

□印…事業者等が作成し、請求時に選挙管理委員会へ提出する書類

—印…作成・提出を要しない書類

※印…給油伝票の写しを添付

# 契 約 届 出 書

## 記 入 見 本

(候補者→選挙管理委員会)

立候補届出時（7月7日）に選挙管理委員会に提出

※届出者の押印については従前のとおり、「記名押印」と訂正用の「捨て印」の方法にて見本を作成しています。

令和8年7月7日

白馬村選挙管理委員会

委員長 松澤 茂徳 宛

捨印

添付する書類

- ・ 契約書の写し

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎

印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

1日4万円で契約した場合  
4万円×5日=20万円

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和□年□月□日	㈱北城タクシー 代表取締役 北城一郎 白馬村大字北城□□□番地	□月□日 から □月□日	200,000円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目	契	備考
区分		
自動車の借入れ	運送事業者との契約の場合、この表の記載は必要ありません。	
運転手の雇用		
燃料代		

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印）がある場合はこの限りではない。

運送事業者以外との契約の場合  
（個別に契約した場合）

令和8年7月7日

白馬村選挙管理委員会

委員長 松澤 茂徳 宛

捨印

添付する書類

- ・ 契約書の写し
- ・ 自動車燃料確認申請書…⑤

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎

印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年	契約の相手方の氏名又は	契約内容	備考
令和 年 月 日		運送事業者以外との契約（レンタル契約）の場合、この表の記載は必要ありません。	

② 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車	の借入れ	令和 □年 □月 ○日	㈱北城自動車 代表取締役 北城一郎 白馬村大字北城〇〇番地	□月○日 から □月○日	50,000円	
運転手	の雇用	令和 □年 □月 ○日	神城 次郎 白馬村大字神城〇〇番地	□月○日 から □月○日	55,000円	
燃料代		令和 □年 □月 ○日	㈱北安石油 代表取締役 北安三郎 白馬村大字北城〇〇番地	松本〇〇〇 わ 〇〇〇〇		130円 /L

「契約の見込額」を記載することとなっていますが、単価契約の場合は、記載不要です。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 4 候補者本人が届け出る場合においては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合においては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印）がある場合はこの限りではない。

令和8年7月7日

白馬村選挙管理委員会

委員長 松澤 茂徳 宛

捨印

**添付する書類**

- ・ 契約書の写し
- ・ 選挙運動用ビラ作成枚数  
確認申請書…⑥

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎

印

**選挙運動用ビラ作成契約届出書**

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容			備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	1枚当り 単価	
令和 □年 □月 ○日	(株)神城印刷 代表取締役 神城三郎 白馬村大字神城〇〇番地	1,700 枚	11,900円	7円	
		契約の内容を記載する。 限度枚数（1,600枚）を超えていても構わ ないが、公費では1,600枚までしか負担 しない。			

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印）がある場合はこの限りではない。

白馬村選挙管理委員会

委員長 松澤 茂徳 宛

捨印

**添付する書類**

- ・ 契約書の写し
- ・ 選挙運動用ポスター作成枚数  
確認申請書…⑦

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

**選挙運動用ポスター作成契約届出書**

1枚750円で契約した場合

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 □年 □月 ○日	(株)神城印刷 代表取締役 神城三郎 白馬村大字神城〇〇番地	100枚	75,000円	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     契約の内容を記載する。                      ポスター掲示場数を超過していても構わない。                 </div>		

**備考**

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印)がある場合はこの限りではない。



# 確 認 申 請 書

## 記 入 見 本

(候補者→選挙管理委員会)

立候補届出時（7月7日）に契約届出書とともに提出

※届出者の押印については従前のとおり、「記名押印」と訂正用の「捨て印」の方法にて見本を作成しています。

金額はそのまま記入するだけで良い。  
（1業者との契約のみの場合）

⑤

令和8年7月7日

白馬村選挙管理委員会

委員長 松澤 茂徳 宛

捨印

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

## 自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 □年 □月 ○日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
白馬村大字北城〇〇番地 (株)北安石油 代表取締役 北安三郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
松本〇〇〇 わ〇〇〇〇
- 4 確認申請額 38,500 円

区 分	購 入 金 額	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	38,500円	38,500円
燃料代計 (a)+(b)	38,500円	38,500円
備 考		

## 備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から白馬村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印)がある場合はこの限りではない。

白馬村選挙管理委員会

委員長 松澤 茂徳 宛

捨印

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
白馬村大字神城〇〇番地 (株)神城印刷 代表取締役 神城三郎

3 確認申請枚数 1,600 枚

上限枚数。これより少ない場合は実際の枚数を記載すること。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	1,700枚	1,600枚
枚数計 (a)+(b)	1,700枚	1,600枚
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に候補者から白馬村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の選挙運動用ビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印)がある場合はこの限りではない。

枚数はそのまま記入するだけで良い。  
（1業者との契約のみの場合）

白馬村選挙管理委員会

委員長 松澤 茂徳 宛

捨印

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 □年 □月 ○日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
白馬村大字神城〇〇番地 (株)神城印刷 代表取締役 神城三郎
- 3 確認申請枚数 67 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	100枚	67枚
枚 数 計 (a)+(b)	100枚	67枚
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成業者ごとに別々に候補者から白馬村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の選挙運動用ポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印)がある場合はこの限りではない。

# 確 認 書

## 見 本

(選挙管理委員会→候補者)

立候補届受理後に選挙管理委員会より交付

立候補届出の時に、この書類をお渡しいたします。(候補者が作成するものではありません。)

選挙執行後、契約業者が村に支払を請求する場合に必要な書類となります。

(立候補届け出後、直ちに立候補者から契約業者へ提出してください。)

確認番号

## 自動車燃料代確認書

白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定により、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和8年7月7日

白馬村選挙管理委員会 委員長 松澤 茂徳 印

- 1 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙
- 2 候補者の氏名 白馬 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
松本〇〇〇 わ〇〇〇〇
- 4 確認金額 37,800円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、白馬村に支払を請求することができません。

確認番号

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年7月7日

白馬村選挙管理委員会 委員長 松澤 茂徳 印

- 1 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙
- 2 候補者の氏名 白馬 太郎
- 3 確認枚数 1,600枚

### 備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から選挙運動用ビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した選挙運動用ビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ビラ作成業者は、白馬村に支払を請求することができません。

確認番号

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年7月7日

白馬村選挙管理委員会 委員長 松澤 茂徳 印

1 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

2 候補者の氏名 白馬 太郎

3 確認枚数 67枚

### 備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した選挙運動用ポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ポスター作成業者は、白馬村に支払を請求することができません。

# 証 明 書

## 記 入 見 本

(候補者→契約業者等)

使用した最終日以降に契約業者等に交付

選挙執行後に契約業者が村に支払を請求する場合には必要な書類となります。  
(選挙運動終了後に候補者が作成し、契約事業者へ交付してください。)

※届出者の押印については従前のとおり、「記名押印」と訂正用の「捨て印」の方法にて見本を作成しています。

## 選挙運動用自動車車両使用証明書

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8年 7月13日

使用した最終日以降の日付で証明する。

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

捨印

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)北城タクシー 代表取締役 北城一郎 白馬村大字北城□□□番地		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
松本〇〇〇 わ〇〇〇〇	7月7日～7月11日	200,000円	

**備考**

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が白馬村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、白馬村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、白馬村に支払を請求することはできません。

## 選挙運動用自動車車両使用証明書

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8年 7月13日

使用した最終日以降の  
日付で証明する。

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

捨印

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	② 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	<b>㈱北城自動車</b> 代表取締役 <b>北城一郎</b> 白馬村大字北城〇〇番地		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
松本〇〇〇 わ〇〇〇〇	7月7日～7月11日	50,000円	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が白馬村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、白馬村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、白馬村に支払を請求することはできません。

## 選挙運動用自動車燃料使用証明書

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8年 7月 13日

使用した最終日以降の  
日付で証明する。

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		(株)北安石油 代表取締役 北安三郎 白馬村大字北城〇〇番地		
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
令和 4年 7月 6日	松本〇〇〇 わ〇〇〇〇	40L	5,200円	
令和 4年 7月 7日	松本〇〇〇 わ〇〇〇〇	20L	2,600円	
令和 4年 7月 8日	松本〇〇〇 わ〇〇〇〇	60L	7,800円	
令和 4年 7月 9日	松本〇〇〇 わ〇〇〇〇	30L	3,900円	
令和 4年 7月 10日	松本〇〇〇 わ〇〇〇〇	70L	9,100円	

欄が足りない場合には、分割して使用ください。

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が白馬村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、白馬村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

運送事業者以外との契約の場合（個別に契約した場合）  
 日によって異なる運転手を雇用した場合は、この証明書を被  
 雇用者ごとに作成してください。

## 選挙運動用自動車運転手使用証明書

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8年 7月 13日

使用した最終日以降の  
 日付で証明する。

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎

印

捨印

運転手の氏名 及び住所	神城 次郎 白馬村大字神城〇〇番地		
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和8年7月7日 ～ 7月11日	55,000円		
令和 年 月 日 ～ 月 日	円	1日1人のみ報酬を支払うことができます。 最高で、日数×12,500円まで支払えます。	
令和 年 月 日 ～ 月 日	円		

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が白馬村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、白馬村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、白馬村に支払を請求することはできません。

## 選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 8年 7月 13日

使用した最終日以降の日付で証明する。

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎 印

捨印

実際の作成枚数を記入  
(契約書記載のもの)

選挙運動用ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)神城印刷 代表取締役 神城三郎 白馬村大字神城〇〇番地
作成枚数	1, 700枚
作成金額	11, 900円

**備考**

- 1 この証明書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から選挙運動用ビラ作成業者に提出してください。
- 2 選挙運動用ビラ作成業者が白馬村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ビラ作成業者は、白馬村に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数、単価及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
白馬村議会議員補欠選挙 1,600枚
  - (2) 限度額  
単価(8円38銭まで)×確認された作成枚数(白馬村議会議員補欠選挙にあっては1,600枚まで)=限度額

## 選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8年 7月 13日

使用した最終日以降の日付で証明する。

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

候補者 白馬 太郎



実際の作成枚数を記入  
(契約書記載のもの)

選挙運動用ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)神城印刷 代表取締役 神城三郎 白馬村大字神城〇〇番地
作成枚数	100枚
作成金額	75,000円
当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場数	67箇所

**備考**

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、選挙運動用ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 選挙運動用ポスター作成業者が白馬村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ポスター作成業者は、白馬村に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区における選挙運動用ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$80,000円 + 586円88銭 \times \text{選挙運動用ポスター掲示場数 (67)} = \text{単価 (1,781円)}$$

選挙運動用ポスター掲示場数 (67) (1円未満の端数は切上げ)

$$\text{単価 (1,781円)} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$



請 求 書

記 入 見 本

(契約業者等→選挙管理委員会)

供託物が没収されないことが確定した日  
(7月12日)以降に契約業者等から村へ提出

## 選挙運動用自動車使用料請求書

白馬村長 宛

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名

白馬村大字北城〇〇〇番地

(株)北城タクシー

代表取締役 北城一郎

印

## 添付する書類

- 選挙運動用自動車使用証明書…⑪
- 請求内訳書…⑱

白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 200,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙
- 4 候補者の氏名 白馬 太郎

## 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	普通・当座	口座番号	1234567
フリガナ	カキガイヤ ホウヨウタク		
口座名義人	株式会社 北城タクシー		

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、白馬村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

## 請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候補者の氏名 白馬 太郎

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年7月7日 ～ 7月11日	200,000円	322,500円	200,000円	
令和 年 月 日 ～ 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日 ～ 月 日	円	円	円	
計	200,000円	322,500円	200,000円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

限度額は64,500円/1日、5日で322,500円
----------------------------

運送事業者以外との契約（レンタル契約）の場合  
自動車の借入契約

令和 8年 □月 ○日

## 選挙運動用自動車使用料請求書

白馬村長 宛

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名

### 添付する書類

- 選挙運動用自動車車両使用証明書…⑫
- 請求内訳書…⑳

白馬村大字北城〇〇番地  
株式会社北城自動車  
代表取締役 北城一郎 印

白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 50,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙
- 4 候補者の氏名 白馬 太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	普通	・当座	口座番号 7654321
フリガナ	カキツカイヤ ホジヨウドウシャ		
口座名義人	株式会社 北城自動車		

### 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、白馬村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲

### 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者の氏名 白馬 太郎

(1) 自動車の借入れ

限度額は16,100円/1日、5日で80,500円

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年7月7日 ～ 7月11日	50,000円	79,000円	50,000円	
計	50,000円	79,000円	50,000円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月	燃料の供給を受けた	基準限度額	備考
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
計			

- 備考
- 「基準限度額」
  - 「請求金額」
  - 「燃料の供給」欄に記載された金額
  - 「燃料の供給」欄に記載された金額は、燃料の供給を受けた

記入不要  
(燃料代、運転手については別に作成)

ください。  
契約届出  
さい。  
「(イ)」欄

(3) 運転手

雇用年月日	備考
令和 年 月	円
令和 年 月	円
令和 年 月	円
計	円

備考 「請求金額」

ださい。

運送事業者以外との契約の場合（個別に契約した場合）  
自動車燃料代契約

令和 □年 □月 ○日

## 選挙運動用自動車使用料請求書

白馬村長 宛

### 添付する書類

- 自動車燃料代確認書…⑧
- 選挙運動用自動車燃料使用証明書…⑬
- 請求内訳書…⑳
- 給油伝票の写し

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名

白馬村大字北城〇〇番地  
株北安石油  
代表取締役 北安三郎



白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 28,600円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙
- 4 候補者の氏名 白馬 太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	普通・当座	口座番号	6543217
フリガナ	カシガイヤ 初アセキ		
口座名義人	株式会社 北安石油		

### 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、白馬村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲

## 請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者の氏名 白馬 太郎

### (1) 自動車の借入れ

使用年	借入金額(イ)	借入金額(ロ)	備考
令和 年	記入不要 (自動車の借入れについては別に作成)		
～			
計			

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

### (2) 燃料代

限度額は5日間（選挙運動期間）で38,500円

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和8年7月7日	松本〇〇〇わ〇〇〇〇	5,200円	/	/	
令和4年7月6日	松本〇〇〇わ〇〇〇〇	2,600円			
令和4年7月7日	松本〇〇〇わ〇〇〇〇	7,800円			
令和4年7月8日	松本〇〇〇わ〇〇〇〇	3,900円			
令和4年7月9日	松本〇〇〇わ〇〇〇〇	9,100円			
計		28,600円			

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」(計)欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

### (3) 運転手

雇用年月日	請求金額(イ)	請求金額(ロ)	備考
令和 年 月	記入不要 (運転手については別に作成)		
令和 年 月			
令和 年 月			
計			

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

運送事業者以外との契約の場合（個別に契約した場合）  
 運転手の雇用契約

令和 □年 □月 ○日

## 選挙運動用自動車使用料請求書

白馬村長 宛

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
 あってはその代表者の氏名

### 添付する書類

- 選挙運動用自動車運転手使用証明書…⑭
- 請求内訳書…⑳

白馬村大字神城〇〇番地

神城 次郎 印

白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 55,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙
- 4 候補者の氏名 白馬 太郎

5 振込先	金融機関名	〇〇銀行		
	本・支店名	〇〇支店		
	預金の種類	普通・当座	口座番号	5432176
	フリガナ	かみゆ じゆ		
	口座名義人	神城 次郎		

### 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、白馬村に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲

### 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者の氏名 白馬 太郎

(1) 自動車の借入れ

使用年月	借入金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 年 月 ～ 月				
計				
備考 「請求金額」	<p>記入不要 (自動車の借入れ、燃料代については別に作成)</p>			さい。
(2) 燃料代				
販売年月				備考
令和 年 月				
令和 年 月				
令和 年 月				
令和 年 月				
令和 年 月				
計				円
備考				ください。
1 「基準限度額」	2 「請求金額」	3 「燃料の供給書に記載され	4 「燃料の供給は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。	「(イ)」欄

(3) 運転手

限度額は12,500円/1日、5日で62,500円

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 □年 □月 ○日	55,000円	62,500円	55,000円	
令和 年 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日	円	円	円	
計	55,000円	62,500円	55,000円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

### 選挙運動用ビラ作成費請求書

白馬村長 宛

**添付する書類**

- 選挙運動用ビラ作成枚数確認書…⑨
- 選挙運動用ビラ作成証明書…⑮
- 請求内訳書…⑳

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名

白馬村大字神城〇〇番地

(株)神城印刷

代表取締役 神城三郎



白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 11,200円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙

4 候補者の氏名 白馬 太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	<input checked="" type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 当座	口座番号 3456712
フリガナ	カガシカイヤ カシヨイヤ		
口座名義人	株式会社 神城印刷		

**備考**

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、白馬村に支払を請求することはできません。

# 請 求 内 訳 書

( 選 挙 運 動 用 ビ ラ )

実際に作成した  
単価・枚数・金額  
を記入

AとDを比較して少ない  
金額を記入

候補者氏名 白馬 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考 BとEを比較して少ない枚数を記入
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7	1,700	11,900	8.38	1,600	13,408	7	1,600	11,200	

## 備考

- 1 D欄には、8.38円を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄D欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄E欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

## 選挙運動用ポスター作成費請求書

白馬村長 宛

**添付する書類**

- 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 …⑩
- 選挙運動用ポスター作成証明書 …⑬
- 請求内訳書 …⑳

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名

白馬村大字神城〇〇番地

(株)神城印刷

代表取締役 神城三郎



白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 50,250円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙
- 4 候補者の氏名 白馬 太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	普通	・当座	口座番号 3456712
フリガナ	カミヤキヤ カミヤキヤ		
口座名義人	株式会社 神城印刷		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、白馬村に支払を請求することはできません。

# 請 求 内 訳 書

( 選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー )

実際に作成した  
単価・枚数・金額  
を記入

AとDを比較して少  
ない金額を記入

候補者氏名 白馬 太郎

選挙区 におけるポ スター掲 示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備
	単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
6 7	750	100	75,000	1,781	67	115,240	750	67	50,250	BとEを比較して少 ない枚数を記入

### 備考

- 「選挙運動用ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載された選挙運動用ポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した金額を記載してください。

$$\frac{80,000\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{選挙運動用ポスター掲示場数 (67)}}{\text{選挙運動用ポスター掲示場数 (67)}} = 1,781\text{円}$$

(1円未満の端数は切上げ)

- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄D欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄E欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



## ◎選挙公営費 Q&A

### Q: 村で選挙運動費用を払ってもらえるようになったと聞きましたか？

A: 令和2年の公職選挙法の改正及び「白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」の制定により、選挙運動に係る費用の一部を村が負担できることになりました。これは地方の議会議員や首長のなり手不足が全国的な課題となっており、少しでも選挙にかかる負担軽減を目的に導入されました。

村で負担する費用を選挙公営費と呼び、選挙運動で使用する自動車の費用、選挙運動用ビラ及びポスター作成費用を一定額まで負担します。(公選法改正により、村議会議員選挙にて選挙運動用ビラを1,600枚まで頒布できるようになりました)

自動車にかかる費用とは、営業車(ハイヤー等)を借り上げる、人から車を借りる、燃料を入れる、運転手に払う費用のことです。

白馬村では条例に定めていますので、候補者のみなさんの負担を減らすことができます。(申請が必要となります)

この他に選挙運動用ハガキの郵送料(村議会議員選挙は800枚まで)もこれまでどおり負担します。なお、この数は選挙運動で発送できる上限数です。

(選挙管理委員会への申請の必要なし)

### Q: 選挙運動用ビラはどうやって頒布できますか？

A: 選挙運動用ビラの頒布方法は新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説の場所における頒布のみに限られます。

ビラの頒布可能枚数は1,600枚、規格は29.7cm×21cm(A4版)を超えてはならず、頒布責任者の氏名・印刷者の氏名及び住所を記載、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければならない等の制約があります。

### Q: どうすれば村で負担してもらえるのですか？

A: まず相手方と契約し、契約書を作成します。

契約届出書に必要事項を記載して、契約書の写しとともに、立候補届出時に選管に届け出てください。立候補届出後に契約した場合は、契約日に届け出てください。

燃料代、選挙運動用ビラ及びポスター作成については確認申請書も必要となります。

なお、すべて無償で借用、労働力の提供を受ける場合は、寄附行為となります。金額換算して収支報告する必要がありますので、ご注意ください。

**Q: 家族に車を借りる、運転してもらう契約をしても負担してもらえますか？**

A: ご家族の場合は、業として行っている場合以外は契約しても公費負担いたしません。

世帯が別であって、生計が別の場合は認める場合もありますが、村で負担することとの意義、整合を図ってください。

**Q: 請求はいつすれば良いですか？**

A: 請求するのは候補者ではなく、契約の相手方です。

請求できるのは選挙執行後になります。

また、請求の際には、候補者からの証明書（実際に使用・作成した旨の証明書）が必要となります。

公費負担することができる上限額は決まっていますので、その額を超えた部分については、候補者の負担となります。

**Q: 上限額とはいくらになりますか？**

A: 自動車を借り入れた場合には1日あたり16,100円、運転手を雇った場合には1日あたり12,500円、燃料代は選挙運動期間中の合計で38,500円（7,700円×5日 各日における限度額はありせん）が上限となります。

ハイヤー契約（車、運転手、燃料の全ての契約）の場合は、1日64,500円が上限です。

選挙運動用ビラは、1枚あたり8円38銭を限度額として、1,600枚まで負担します。

選挙運動用ポスターは、1枚あたり1,781円が上限額となり、選管で用意するポスター掲示場の数67ヶ所を乗じた119,327円まで負担します。

注1 この公費負担は、候補者が供託物を没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。

※あくまで上限額であり、この額で契約をするというものではありません。公営であるということを念頭に置き、社会通念上妥当な金額設定事業者等と協議のうえ、契約金額を決定してください。

**Q: 選挙運動用自動車の借入れを、選挙運動期間を超えて契約した場合の、公費負担の請求はどのようにになりますか？**

A: 公費負担できるのは選挙運動期間内（告示日～投票日の前日）の5日間に、選挙運動用自動車として実際に使用した各日の借入れ金額となります。したがって、選挙運動期間以外の契約に係る金額は候補者の負担となります。

**Q: ガソリンスタンドの給油伝票を紛失した場合や給油伝票に自動車登録番号や車両番号が記載されていない場合には、公費負担の請求はできますか？**

A：給油伝票の写しがない場合や給油伝票に自動車登録番号又は車両番号が記載されていない場合には請求できません。

紛失の場合には、給油伝票を再発行してもらうようお願いいたします。なお、給油伝票に自動車登録番号又は車両番号が印字できない場合、事業者等に手書きで記載してもらうようお願いいたします。

### **Q：供託物の没収とは？**

A：令和2年の公職選挙法の改正により、村議会議員選挙に立候補するためには事前に法務局にお金を供託することが必要となりました。村議会議員選挙は15万円です。一定の得票数（有効投票数を定数12で割ったものの10分の1の得票数）があれば没収されませんが、それ未満の得票数であった場合は没収されます。

例えば、有効投票が5,000票あったとすると、41.666票が供託物没収点となります。没収になった候補者は公営費の負担も受けられないという事です。

ちなみに、法定得票数は有効投票数を定数12で割ったものの4分の1の得票数で、この例でいうと104.166票となり、これを下回った候補者は当選とはなりません。

### **Q：無投票となった場合、選挙公営費の負担はどうなりますか？**

A：無投票になっても選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成については、限度額の範囲内の作成費が公費負担の対象となります。

ただし、選挙運動用自動車の使用は、告示日1日分の使用に係る金額が公費負担の対象となります。

また、公費負担の適用が無くなった期間中のキャンセル料（違約金）については対象となりませんので、契約時に事業者とよく確認をしてください。

## チェックシート1 (立候補届出時に選管へ届け出る)

- ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書(ハイヤー契約)(様式第1号①)
  - 届出の日付は立候補届出日になっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「契約年月日」、「運送契約期間」、「運送契約金額」欄は契約書と同じであるか。
  - 契約書の写しが添付されているか。
  
- ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書(レンタル契約)(様式第1号②)
  - 届出の日付は立候補届出日になっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「契約年月日」、「借入れ期間等」、「契約金額」欄は契約書と同じであるか。
  - 「燃料代」の「契約金額」欄に契約見込み額又は「備考」欄に単価契約額が記入されているか。
  - 契約書の写しが添付されているか。
  - 「自動車燃料確認申請書(様式第4号⑤)」が添付されているか。
  
- ・選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号③)
  - 届出の日付は立候補届出日になっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 「契約年月日」、「作成契約枚数」、「作成契約金額」、「1枚当り単価」は契約書と同じであるか。(限度数と同数ではなく、実際の作成枚数)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 契約書の写しが添付されているか。
  - 「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号⑥)」が添付されているか。
  
- ・ポスター作成契約届出書(様式第3号④)
  - 届出の日付は立候補届出日になっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「契約年月日」、「作成契約枚数」、「作成契約金額」は契約書と同じであるか。(ポスター掲示場数と同数ではなく、実際の作成枚数)
  - 契約書の写しが添付されているか。
  - 「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号⑦)」が添付されているか。

- ・ **自動車燃料代確認申請書（様式第4号⑤）**
  - 届出の日付は立候補届出日になっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。（記名押印、捨印があるか。）
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号が記入されているか。
  - 「4確認申請額」、「左のうち確認済額又は確認申請金額」欄の「今回の購入金額(b)」、「燃料代計(a)+(b)」欄に「38,500円」が記入されているか。
  
- ・ **選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号⑥）**
  - 届出の日付は立候補届出日になっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。（記名押印、捨印があるか。）
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「3確認申請枚数」、「今回の枚数(b)」欄、「枚数計(a)+(b)」の欄に枚数が記入されているか。
  
- ・ **ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号⑦）**
  - 届出の日付は立候補届出日になっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。（記名押印、捨印があるか。）
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「3確認申請枚数」、「今回の枚数(b)」欄、「枚数計(a)+(b)」の欄に枚数が記入されているか。

## チェックシート2 (選挙後に契約業者に渡す)

- ・選挙運動用自動車使用料証明書(ハイヤー契約)(様式第10号⑪)
  - 証明の日付は契約履行日(最終日)以降となっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号が記入されているか。
  - 「運送等年月日」、「運送等金額」は実績どおりか。
  
- ・選挙運動用自動車使用料証明書(レンタル契約)(様式第10号⑫)
  - 証明の日付は契約履行日(最終日)以降となっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号が記入されているか。
  - 「運送等年月日」、「運送等金額」は実績どおりか。
  
- ・選挙運動用自動車燃料使用証明書(様式第11号⑬)
  - 証明の日付は契約履行日(最終日)以降となっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号が記入されているか。
  - 「燃料供給年月日」、「燃料供給量」、「燃料供給金額」は実績どおりか。
  - 給油伝票の写しは添付されているか。
  
- ・選挙運動用自動車運転手使用証明書(様式第12号⑭)
  - 証明の日付は契約履行日(最終日)以降となっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 「運転手の氏名及び住所」欄に相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「雇用年月日」、「報酬の額」欄は実績どおりか。
  
- ・選挙運動用ビラ作成証明書(様式第13号⑮)
  - 証明の日付は契約履行日(最終日)以降となっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「作成枚数」、「作成金額」欄は契約書と相違ないか。
  
- ・選挙運動用ポスター作成証明書(様式第14号⑯)
  - 証明の日付は契約履行日(最終日)以降となっているか。
  - 候補者氏名の記名または署名があるか。(記名押印、捨印があるか。)
  - 契約の相手方の住所氏名が記入されているか。
  - 「作成枚数」、「作成金額」は契約書と相違ないか。
  - ポスター掲示場数は正確に記入されているか。

## チェックシート3（選挙後に契約業者が選管に提出）

- ・選挙運動用自動車使用料請求書（ハイヤー契約）（様式第15号⑰）
  - 請求の日付は契約履行日（最終日）以降となっているか。
  - 氏名若しくは社名の記入及び押印があるか。
  - 「1 請求金額」は正確であるか。
  - 「4 候補者の氏名」は記入されているか。
  - 「5 振込先」は正確に記入されているか
  - 座名義どおりにフリガナ（カナ名義）が記入されているか
  - 添付書類は全て揃っているか。

（選挙運動用自動車使用証明書⑪ 請求内訳書⑱）
  
- ・請求内訳書（ハイヤー契約）（別紙1⑱）
  - 候補者の氏名は記入されているか。
  - 「使用年月日」、「運送金額(イ)」、「基準限度額(ロ)」は正確に記入されているか。
  - 「請求金額」は「(イ)」・「(ロ)」のどちらか少ない金額になっているか。
  - 「計」欄の記入はされているか。
  
- ・選挙運動用自動車使用料請求書（レンタル契約）（様式第15号⑲）
  - 請求の日付は契約履行日（最終日）以降となっているか。
  - 氏名若しくは社名の記入及び押印があるか。
  - 「1 請求金額」は正確であるか。
  - 「4 候補者の氏名」は記入されているか。
  - 「5 振込先」は正確に記入されているか
  - 座名義どおりにフリガナ（カナ名義）が記入されているか
  - 添付書類は全て揃っているか。

（選挙運動用自動車使用証明書⑫ 請求内訳書⑳）
  
- ・請求内訳書（レンタル契約）（別紙2㉑）
  - 候補者の氏名は記入されているか。
  - 「使用年月日」、「借入れ金額(イ)」、「基準限度額(ロ)」は正確に記入されているか。
  - 「請求金額」は「(イ)」・「(ロ)」のどちらか少ない金額になっているか。
  - 「計」欄の記入はされているか。

- ・ 選挙運動用自動車使用料請求書（燃料代）（様式第 15 号 ㉑）
  - 請求の日付は契約履行日（最終日）以降となっているか。
  - 氏名若しくは社名の記入及び押印があるか。
  - 「1 請求金額」は正確であるか。
  - 「4 候補者の氏名」は記入されているか。
  - 「5 振込先」は正確に記入されているか
  - 座名義どおりにフリガナ（カナ名義）が記入されているか
  - 添付書類は全て揃っているか。
  - （自動車燃料代確認書⑧ 選挙運動用自動車燃料使用証明書⑬  
請求内訳書 ㉒ 給油伝票の写し）
  
- ・ 請求内訳書（燃料）（別紙 2 ㉒）
  - 候補者の氏名は記入されているか。
  - 「販売年月日」、「販売金額(イ)」、「基準限度額(ロ)」は正確に記入されているか。
  - 選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号が記入されているか。
  - 「請求金額」は「(イ)」・「(ロ)」のどちらか少ない金額になっているか。
  - 「計」欄の記入はされているか。
  
- ・ 選挙運動用自動車使用料請求書（運転手）（様式第 15 号 ㉓）
  - 請求の日付は契約履行日（最終日）以降となっているか。
  - 氏名若しくは社名の記入及び押印があるか。
  - 「1 請求金額」は正確であるか。
  - 「4 候補者の氏名」は記入されているか。
  - 「5 振込先」は正確に記入されているか
  - 座名義どおりにフリガナ（カナ名義）が記入されているか
  - 添付書類は全て揃っているか。
  - （選挙運動用自動車運転手使用証明書⑭ 請求内訳書 ㉔）
  
- ・ 請求内訳書（運転手）（別紙 2 ㉔）
  - 候補者の氏名は記入されているか。
  - 「雇用年月日」、「報酬(イ)」、「基準限度額(ロ)」は正確に記入されているか。
  - 「請求金額」は「(イ)」・「(ロ)」のどちらか少ない金額になっているか。
  - 「計」欄の記入はされているか。

・選挙運動用ビラ作成請求書（様式第 16 号 ㉕）

- 請求の日付は契約履行日（最終日）以降となっているか。
- 氏名若しくは社名の記入及び押印があるか。
- 「1 請求金額」は正確であるか。
- 「4 候補者の氏名」は記入されているか。
- 「5 振込先」は正確に記入されているか
- 座名義どおりにフリガナ（カナ名義）が記入されているか
- 添付書類は全て揃っているか。

（選挙運動用ビラ作成枚数確認書 ㉙ 選挙運動用ビラ作成証明書 ㉚  
請求内訳書 ㉞）

・請求内訳書（選挙運動用ビラ）（別紙 ㉞）

- 作成金額欄 A・B・C には実際に作成した単価・枚数・金額が記入されているか。
- 請求金額欄の単価 G は A・D のどちらか少ない金額になっているか。
- 枚数 H は B・E のどちらか少ない枚数になっているか。
- 請求金額 I は  $G \times H$  になっているか。

・選挙運動用ポスター作成請求書（様式第 17 号 ㉟）

- 請求の日付は契約履行日（最終日）以降となっているか。
- 氏名若しくは社名の記入及び押印があるか。
- 「1 請求金額」は正確であるか。
- 「4 候補者の氏名」は記入されているか。
- 「5 振込先」は正確に記入されているか
- 座名義どおりにフリガナ（カナ名義）が記入されているか
- 添付書類は全て揃っているか。

（選挙運動用ポスター作成枚数確認書 ㊱ 選挙運動用ポスター作成証明書 ㊲  
請求内訳書 ㉞）

・請求内訳書（選挙運動用ポスター）（別紙 ㉞）

- 作成金額欄 A・B・C には実際に作成した単価・枚数・金額が記入されているか。
- 請求金額欄の単価 G は A・D のどちらか少ない金額になっているか。
- 枚数 H は B・E のどちらか少ない枚数になっているか。
- 請求金額 I は  $G \times H$  になっているか。

# 公費負担請求に必要な給油伝票の例

## 【例 1】

給油伝票を受け取ったときは、記入漏れがないか必ず確認してください。

### 納品書

株式会社 北安石油  
〒399-9301  
白馬村大字北城〇〇番地  
0261-72-〇〇〇〇

白馬 太郎 様

選挙運動期間中の  
供給年月日の記入

	日付		登録番号
	R8.7.8		松本〇〇〇わ〇〇〇〇
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30ℓ	130円	3,900円

燃料供給量の記入。

契約単価の記入。

燃料供給金額の記入。

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の  
自動車登録番号又は車両番号の記入。  
※登録番号の記入がない場合、事業者の  
手書きで記入。

## 【例 2】

給油伝票を受け取ったときは、記入漏れがないか必ず確認してください。

### 納品書

令和8年7月9日

選挙運動期間中の供給  
年月日の記入

売上

白馬 太郎 様

登録番号

松本〇〇〇わ〇〇〇〇

レギュラーガソリン

30ℓ

@130 ¥3,900

合計 ¥3,900

燃料供給金額の記入。

株式会社北安石油  
白馬村大字北城〇〇番地  
Tel.0261-72-〇〇〇〇

燃料供給量の記入。

契約単価の記入。

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の記入。  
※登録番号の記入がない場合、事業者の手書きで記入。

白馬村議会議員再選挙の立候補者と有償契約をされる契約事業者の方へ

## 令和8年7月12日執行の白馬村議会議員再選挙に おける選挙公営制度について

### ■公費負担制度とは

この制度は、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例並びに白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する規程に基づき、白馬村議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、白馬村が候補者と契約された契約業者等に直接その費用をお支払する制度です。

### ■対象となる候補者

この選挙公営制度においては、得票数が供託物没収点に達しない候補者は選挙公営が受けられません。供託物を没収される候補者については、すべて候補者の自己負担となります。

◆村議会議員補欠選挙（欠員 1）における供託物没収点・・・有効投票数×1/12×1/10

### ■公費負担額限度額

#### 1. 選挙運動用自動車の使用に関して公費負担の対象となる契約

##### （1）一般運送契約（ハイヤー契約）

区分	公費負担の対象	限度額
一般運送契約	選挙運動用自動車として運送した料金	64,500 円/日×5 日=322,500 円

##### （2）一般運送契約以外の契約（レンタル契約）

区分	公費負担の対象	限度額
自動車借上り契約	選挙運動用自動車として使用した料金	16,100 円/日×5 日=80,500 円
燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円×5 日=38,500 円 (1 日の上限はありません)
運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転手への報酬	12,500 円/日×5 日=62,500 円

※上記（1）と（2）の併用はできません。

※一般運送契約ができるのは、道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者です。

※契約者が、候補者と生計を一にする親族である場合については、その親族が業として行っている場合に限られます。

※燃料代については購入量ですが、あくまで事業者において給油した金額となります。従ってドラム缶等による一括購入は、原則として負担対象外とします。（給油量が明確でなく、請求書が正確性を欠くため。）

※1日に2人以上の運転手を雇ったり、2ヶ所以上で給油した場合は、候補者が指定した1人、1業者に限り公営費負担します。

※日数は告示日から投票日の前日までの期間であり、無投票選挙となった場合は告示日の1日のみとなります。

## 2. 選挙運動用ビラの作成に関する経費の負担

上限単価	上限枚数	限度額
8.38 円/枚	1,600 枚	13,408 円

## 3. 選挙運動用ポスターの作成に関する経費の負担

上限単価	上限枚数（掲示場数）	限度額
1,781 円/枚	67 枚	119,327 円

※ビラ及びポスターについては上限単価と上限枚数のいずれもが制限となり、単価×枚数の積が限度額内であれば全額が公費負担の対象となるものではありませんのでご注意ください。

※無投票選挙となっても限度額以内で作成費の全額が対象となります。

### ■対象となる期間

立候補の届出のあった日から、選挙期日の前日まで（＝選挙運動のできる期間）が公費負担の対象期間となります。

◆村議会議員補欠選挙における選挙運動期間・・・7月7日～11日（5日間）

### ■有償契約について

選挙公営制度を候補者が利用するためには、あらかじめ各契約事業者等と契約をした上で、これについて村選挙管理委員会に届出をする必要があります。契約書様式の参考例を示していますが、これはあくまで参考に留まり、契約は当事者間の責任となります。

### ■条例で定めた限度額を超える請求について

条例で定められた限度額を超える部分は、候補者が契約業者等へ支払うこととなります。

### ■村への請求について

投票日の翌日以降の請求により、お支払い手続きをいたします。請求書以外に候補者から契約事業者等へ提出される証明書や確認書の添付が必要となります。請求前に候補者から必要書類を受領した上で村へご請求ください。

